平成２７年（フ）第５２号
岐阜県多治見市大針町５番地の23
債務者　酒井　利晴
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第８６号
三重県鈴鹿市中旭が丘２丁目10番28号　シティライフ鈴鹿Ｂ102
債務者　西村　眞澄
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２６６号
兵庫県西宮市山口町下山口１丁目12番13号
債務者　山本れい子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３４号
兵庫県南あわじ市山添251番地　ベルデ・マキ201号、前住所兵庫県南あわじ市福良乙777番地　真砂家アパート５号
債務者　伊勢崎真理
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
高知県四万十市渡川１丁目６番31号
債務者　山本　利昭
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第１７号
高知県幡多郡大月町大字添ノ川701番地13
債務者　坂本　文子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第２０号
高知県四万十市渡川３丁目12番25―13号
債務者　竹本　マキ
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第２１号
高知県宿毛市西片島４番３号　栄喜荘２号
債務者　礒﨑　幸春
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第４２号
福岡県飯塚市潤野1296番地123　サンライズコートＩ―201、前住所福岡県飯塚市立岩1177番地４　第３宮路ビル406号
債務者　立石るみ子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１４６号
宮崎市南花ケ島町132番地　川村ビル302号、前住所宮崎市祇園４丁目78番地１　第２祇園ハイツ202号
債務者　安藤ひとみ
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５５号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4972番地１
債務者　森崎　安代
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３１号
鹿児島県姶良市宮島町36番地５
債務者　破﨑　英行
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
鹿児島県霧島市国分福島２丁目３番12号　栄アパート102号室
債務者　谷山ひろみ
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
鹿児島県伊佐市菱刈前目2278番地２
債務者　下城　秀喜
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
鹿児島県霧島市隼人町住吉1144番地　住吉団地11棟106号
債務者　池田　美鈴
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第２８９号
北九州市八幡西区木屋瀬５丁目11番７号
債務者　古賀さちえ（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部